

# 組合員のみなさまへ

## ＝組合員の現況確認に関するお願い＝

平素は、当JAの各事業に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

只今、JA大阪東部では、組合員のみなさまの現況確認を行なっています。当JAの定款により、組合員加入申し込み時の提出書類記載事項に変更があった場合は、その旨をお届けいただくことになっております。

つきましては、組合員資格や住所・氏名などの届出事項に変更・修正があった場合は、誠にお手数でございますが、JA大阪東部の支店窓口にお申し出いただきますようお願いいたします。

なお、お手続きの際には、運転免許証や保険証などご本人が確認できる公的書類と印鑑をご用意ください。

### 1. 正組合員（個人）の資格要件

次のいずれか又は両方の条件に該当する方

- ・ 5アール（約500㎡）以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地又は施設が、JA大阪東部の地区内にある方
- ・ 1年のうち60日以上農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地又は施設が、JA大阪東部の地区内にある方

### 2. 准組合員（個人）の資格要件

次のいずれかの条件に該当する方

- ・ JA大阪東部の地区内に住所を有する個人で、JAの事業を利用することが適当であると認められる方
- ・ JA大阪東部の信用事業、共済事業、購買事業を1年以上継続して利用しているJA大阪東部の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続き事業を利用することが適当であると認められる方
- ・ JA大阪東部の購買事業、販売事業を1年以上継続して利用しているJA大阪東部の地区外に住所を有する個人であって、引き続き事業を利用することが適当であると認められる方

### 3. JA大阪東部の地区

大東市・四條畷市の全域です。

### 4. 届出事項の内容確認方法

現在の住所・氏名については、毎年7月にお届けする「出資配当金のお知らせ」の宛名面に記載されております。組合員資格（正・准の区分）が、ご不明である場合は、本店総務課または各支店へお問い合わせください。